**有効期限内の資格確認書を提出できない場合の誓約書**

この度、退職に伴い、下記資格確認書について、地方公務員等共済組合法施行規程第98条第1項により、資格確認書の提出を行わなければならないところ、資格確認書を亡失し、提出ができないことを、ここに書面をもって申し立てます。

あわせて、次の事項を守ることを誓約します。

１　亡失した資格確認書について、後日発見した場合は、速やかに地方職員　共済組合大阪府支部に連絡し、提出すること。

２　亡失した資格確認書について、後日発見した場合は、医療機関等で使用　しないこと。

３　亡失した資格確認書について、後日発見したにもかかわらず地方職員共済　組合大阪府支部への提出を怠り、医療機関等で使用した場合は、当該医療費に相当する額を地方職員共済組合大阪府支部に返還すること。

令和　　年　　月　　日

組合員住所

　　　　　　　　　　　　　　　組合員氏名

地方職員共済組合大阪府支部長　様

記

□組合員

□被扶養者（被扶養者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　※資格確認書を亡失した対象者に☑してください。